

基 発 1031 第 1 号

平成 26 年 10 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 118 号（別添 1 参照）が、平成 26 年 10 月 31 日に公布され、11 月 1 日から施行されることとなった。ついては、下記事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 改正の趣旨等について

#### (1) 改正の経緯について

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」（平成 26 年厚生労働省令第 101 号。以下「改正安衛則等」という。）が 8 月 25 日に公布され、11 月 1 日から施行されることとなっており、その改正の趣旨等については、平成 26 年 9 月 24 日付け基発 0924 第 6 号・雇発 0924 第 7 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」（以下「改正安衛令等施行通達」という。）により既に示しているところである。

従来、クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）、ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）、スチレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトンの 10 物質（以下「クロロホルム他 9 物質」という。）については、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）により有機溶剤として一連のばく露低減措置が義務付けられてきた。しかしながら、平成 25 年度「化学物質のリスク評価検討会」において、クロロホルム他 9 物質が職業がんの原因となる可能性があることを踏まえて健康障害防止措置の検討を行うべきと報告されたこと等を踏まえた今般の改正安衛則等により、クロロホルム他 9 物質については、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）の適用を受ける特定化学物質の第 2 類物質として位置づけられることとなり、既に特化則による規制の対象とされていたエチルベンゼン及び 1, 2-ジクロロプロパンとあわせて、「特別有機溶剤」として特化

則に規定されたところである（改正安衛則等第3条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（以下「新特化則」という。）第2条第1項第3号の2）。

（以上について、改正安衛令等施行通達記の第2の2の（3）のイ参照）

## （2）改正の趣旨について

（1）の改正により、クロロホルム他9物質が有機則に規定する有機溶剤から新特化則に規定する特別有機溶剤に移行したこと等を踏まえ、下記のとおり所要の改正を行うものであること。

ア 家内労働者の特別加入の範囲の改正について（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18関係）

特別加入の認められる家内労働者の範囲については、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。）第46条の18第3号に規定する作業に従事する者に限っており、その特別加入事務の具体的な取扱いについては、昭和45年10月12日付け基発第745号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」等の関係通達により指示してきたところである。

このうち有機溶剤等の取扱いに係る作業については、労災則第46条の18第3号ハにより、具体的には下記の有機溶剤等を用いて行う作業のうち、所定の要件を満たすものとされてきた。

①有機溶剤（有機則第1条第1項第1号）

②有機溶剤含有物（有機則第1条第1項第2号）

：具体的には、有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の5パーセントを超えて含有するものをいう。

（1）の改正を踏まえ、今後は、以下の有機溶剤等を用いて行う作業のうち、所定の要件を満たすものに従事する者が、特別加入を認められる家内労働者となるので留意すること。

①有機溶剤（有機則第1条第1項第1号）

②有機溶剤含有物（有機則第1条第1項第2号）

：具体的には、有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有するものをいう。

③特別有機溶剤等（新特化則第2条第1項第3号の3）

：具体的には、以下の3種類をいう。

（i）特別有機溶剤（クロロホルム他9物質、エチルベンゼン及び1,2-ジクロロプロパン）（新特化則第2条第1項第3号の2）

（ii）特別有機溶剤のいずれかをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（新特化則別表第1第3号の3、第11号の2、第18号の2から第18号の4まで、第19号の2、第19号の3、第22号の2から第22号の5まで及び第33号の2）

（iii）特別有機溶剤のいずれの含有量も重量の1%以下の製剤その他の物であって、特別有機溶剤又は有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超える製剤その他の物（新特化則別表第1第37号）



イ 特別加入の加入時健康診断の対象者の改正について（労災則第 46 条の 19 関係）

特別加入の加入時健康診断の対象者については、労災則第 46 条の 19 第 4 項の規定により、特別加入者として労災則第 46 条の 19 第 3 項に規定する業務を行う予定の者であって、その者の業務歴を考慮し特に必要があると認めるときに限っており（中小事業主等の場合。一人親方等及び特定作業従事者については労災則第 46 条の 23 第 4 項により労災則第 46 条の 19 第 3 項及び第 4 項を準用。）、その具体的な取扱いについては、昭和 62 年 3 月 30 日付け基発第 175 号「労災保険の特別加入にかかる加入時健康診断の実施等について」等の関係通達により指示してきたところである。

このうち有機溶剤業務について、（１）の改正を踏まえ、今後は以下の業務となるので留意すること。

- ①有機則第 1 条第 1 項第 6 号の有機溶剤業務
- ②新特化則第 2 条の 2 第 1 号の特別有機溶剤業務

2 関係通達の改正について

今般の労災則改正等を踏まえ、関係通達を別紙のとおり改正する。

3 施行日

本通達は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

## 関係通達の改正

## 1 昭和 45 年 10 月 12 日付け基発第 745 号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」の改正

(1) 記の 2 の (3) を次のように改める。

(3) 特別加入することを認める家内労働者等の従事する作業は次のとおりである（則第 46 条の 18 第 3 号）。

イ プレス機械、型付け機、型打ち機、シヤー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業

ロ 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であつて、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの

ハ 労働安全衛生法施行令別表第 6 の 2 に掲げる有機溶剤若しくは有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 1 条第 1 項第 2 号 の有機溶剤含有物又は特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 2 条第 1 項第 3 号の 3 の特別有機溶剤等（以下「有機溶剤等」という。）を用いて行う作業であつて、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの

ニ じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項第 3 号の粉じん作業又は労働安全衛生法施行令別表第 4 第 6 号の鉛化合物（以下「鉛化合物」という。）を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であつて陶磁器の製造に係るもの

ホ 動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業

ヘ 木工機械を使用して行う作業であつて、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの

なお、イからへまでの各作業に該当するかの判断に当たっては、下記の点に留意すること。

(イ) イにおいて、金属加工の作業とは、労災保険率表（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号。以下「徴収則」という。）別表第 1 をいう。以下同じ。）の事業の種類の欄中「金属製品製造又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）」に該当する業務に含まれる作業である。

(ロ) ハにおいて、化学物質製履物の製造又は加工の作業とは、塩化ビニ



ル、合成ゴム等の化学物質性の資材を用いて、いわゆるヘップサンダル等の履物を製造又は加工する作業をいい、天然の皮革、植物性の糸布を主たる資材として行う履物の製造又は加工の事業は含まないものである。また、もっぱら屋外において行う作業は、有機溶剤等を使用するものであっても含まない。

(ハ) ニにおいて、陶磁器の製造の作業とは、労災保険率表の事業の種類欄中「陶磁器製品製造業」に該当する業務に含まれる作業である。また、施釉及び絵付けの作業については、昭和 42 年 3 月 31 日付け基発第 442 号「鉛中毒予防規則の施行について」に示す定義と同義であるので参照されたい。

(ニ) へにおいて、木工機械には、動力ろくろを含むものである。

(2) 記の 2 の (4) の口中「今回」を削り、「女子」を「女性」に改める。

(3) 記の 3 中「、いずれも保険率表（則別表第 6）の事業の種類分類中の「(54) 金属製品製造業又は金属加工業（(55) メッキ業を除く。）」に該当する業務に含まれる作業であるため」を削り、「昭和 45 年労働省告示第 51 号」を「昭和 35 年労働省告示第 10 号」に改める。

(4) 記の 4 の (2) 中「プレス機械」の次に「、型付け機、型打ち機」を加え、「シャー」の次に「、旋盤、ボール盤、フライス盤」を加える。

(5) 記の 6 の (1) 中「特別加入事業保険料率表（則別表第 10）」を「第 2 種特別加入保険料率表（徴収則別表第 5 をいう。）」に改める。

(6) 記の 6 の (2) 中「則別表第 5」を「特別加入保険料算定基礎額表（徴収則別表第 4 をいう。以下同じ。）」に、「別表第 5」を「特別加入保険料算定基礎額表」に改める。

2 昭和 51 年 1 月 30 日付け基発第 122 号「脂肪族化合物、脂環式化合物、芳香族化合物（芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体を除く。）又は複素環式化合物のうち有機溶剤として用いられる物質による疾病の認定基準について」の改正

(1) 前文中「労働省告示第 36 号（」を「平成 25 年厚生労働省告示第 316 号（労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件。」に、「表中」を「中」に改める。

(2) (解説) の 1 の (1) 中「ベンゼン及び有機溶剤中毒予防規則に掲げられている有機溶剤(二硫化炭素を除く)」を「有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 1 条第 1 項第 2 号の有機溶剤等(二硫化炭素及び二硫化炭素を重量の 5 %を超えて含有する混合物を除く。)並びに特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 2 条第 1 項第 3 号の 3 の特別有機溶剤等並びに労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第 3 第 2 号 30 に掲げるベンゼン及び特定化学物質障害予防規則別表第 1 第 30 号に掲げるベンゼンを含有する製剤その他の物（ベンゼンの含有量が容量の 1 %以下のものを除く。）」に改める。



- (3) (解説) の 1 の (3) 中「有機溶剤中毒予防規則に定められていない」を「上記 (1) に掲げる有機溶剤以外の」に改める。

3 昭和 62 年 3 月 30 日付け基発第 175 号「労災保険の特別加入にかかる加入時健康診断の実施等について」の改正

- (1) 記の 2 中「有機溶剤業務」の次に「又は特定化学物質障害予防規則第 2 条の 2 第 1 号の特別有機溶剤業務（以下有機溶剤業務及び特別有機溶剤業務を「有機溶剤業務」という。）」を加える。
- (2) 記の 3 中「第 27 条」を「第 33 条」に改める。
- (3) 記の 5 中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に、「労災法第 29 条」を「労災法第 35 条」に、「特別加入健康診断指示書」を「特別加入時健康診断指示書」に、「労災法第 28 条」を「労災法第 34 条」に改める。
- (4) 別紙特診様式第 4 号を別添 2 のとおり改める。
- (5) 別紙「労災保険特別加入健康診断委託契約書」中「労働基準局長」を「労働局長」に改める。

4 平成 25 年 10 月 1 日付け基発 1001 第 8 号「「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」の施行及び「労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める告示」の適用について」の改正

- (1) 記の第 2 の 1 の (2) のウの (ア) 中「本年」を「平成 25 年」に、「本日」を「同年 10 月 1 日」に改める。
- (2) 記の第 2 の 1 の (2) のウの (イ) 中「本日」を「平成 25 年 10 月 1 日」に改める。
- (3) 記の第 2 の 1 の (2) のエ中「第 2 種有機溶剤等」を「平成 26 年 8 月 20 日に公布された労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 288 号）及び同年 8 月 25 日に公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 101 号）により、同年 11 月 1 日付けで、第 2 類物質及び特別管理物質」に、「有機溶剤」を「特定化学物質」に、「有機則」を「特化則」に改める。

5 平成 26 年 3 月 26 日付け基発 0326 第 1 号「労災保険特別加入関係事務取扱手引について」の改正

- (1) I の第 3 の 3 の (5) の③中「有機溶剤又は」を「有機溶剤若しくは」に改め、「有機溶剤含有物」の次に「又は特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 2 条第 1 項第 3 号の 3 の特別有機溶剤等」を加える。
- (2) I の第 4 の 1 の④中「有機溶剤業務」の次に「又は特定化学物質障害予防規則第 2 条の 2 第 1 号の特別有機溶剤業務（以下有機溶剤業務及び特別有機溶剤業務を「有機溶剤業務」という。）」を加える。

- (3) I の第 4 の 3 中「特別加入健康診断指示書」を「特別加入時健康診断指示書」に改める。
- (4) 特診様式第 4 号を別添 2 のとおり改める。

### 3. 自覚症状

|           |  |
|-----------|--|
| 頭 重 ・ 頭 痛 |  |
| め ま い     |  |
| 焦 燥 感     |  |
| 不 眠       |  |
| も の 忘 れ   |  |
| 不 安 感     |  |
| し び れ 感   |  |
| 倦 怠 感     |  |
| 心 悸 こ う 進 |  |
| 食 欲 不 振   |  |
| 悪 心       |  |
| 嘔 吐       |  |
| 胃 痛       |  |
| 腹 痛       |  |
| そ の 他 ( ) |  |

### 4. 皮膚又は粘膜の症状

|               |  |
|---------------|--|
| 急性又は慢性皮膚炎     |  |
| 爪 炎 、 爪 囲 炎   |  |
| 結 膜 炎 、 角 膜 炎 |  |
| 鼻炎等上気道の炎症     |  |
| そ の 他 ( )     |  |

### 5. 精神障害

|           |  |
|-----------|--|
| 健 忘       |  |
| 幻 覚       |  |
| 意 欲 減 退   |  |
| 認 知 症     |  |
| そ の 他 ( ) |  |

### 6. 神経・筋・感覚器症状

|                   |  |
|-------------------|--|
| 四肢の知覚障害、運動障害又は筋萎縮 |  |
| 視力減退、視野・色視野の狭窄    |  |
| 中 枢 神 經 障 害       |  |
| そ の 他 ( )         |  |

### 7. 血液・尿検査

|   |     |                           |       |
|---|-----|---------------------------|-------|
| 血 | 貧血  | 血色素量 (g/dl)               |       |
|   |     | 赤血球数 (万/mm <sup>3</sup> ) |       |
|   | 肝機能 | G O T (IU/l)              |       |
|   |     | G P T (IU/l)              |       |
|   |     | γ -G T P (IU/l)           |       |
|   |     | 肝機能障害の有無                  | 有 ・ 無 |
| 尿 | 腎機能 | 蛋 白                       |       |
|   |     | 腎機能障害の有無                  | 有 ・ 無 |

|       |                |                   |        |
|-------|----------------|-------------------|--------|
|       | 有機溶剤の名称        | 検 査 内 容           |        |
| 尿中代謝物 | キシレン           | 1. 尿中のメチル馬尿酸      | g / l  |
|       | N・N-ジメチルホルムアミド | 1. 尿中のN-メチルホルムアミド | mg / l |
|       | スチレン           | 1. 尿中のマンデル酸       | g / l  |
|       | テトラクロルエチレン     | 1. 尿中のトリクロル酢酸     | mg / l |
|       |                | 2. 尿中の総三塩化物       | mg / l |
|       | 1・1・1-トリクロルエタン | 1. 尿中のトリクロル酢酸     | mg / l |
|       |                | 2. 尿中の総三塩化物       | mg / l |
|       | トリクロルエチレン      | 1. 尿中のトリクロル酢酸     | mg / l |
|       |                | 2. 尿中の総三塩化物       | mg / l |
|       | トルエン           | 1. 尿中の馬尿酸         | g / l  |
|       | ノルマルヘキサン       | 1. 尿中の2・5-ヘキサジオン  | mg / l |
|       | エチルベンゼン        | 1. 尿中のマンデル酸       | g / l  |

### 8. 医師所見

|  |         |
|--|---------|
|  | 療 養 の 要 |
|  | 有 ・ 無   |

(注) 医師が特に必要と認めたため実施した検査については、医師所見欄に当該検査項目及び数値を記入すること。

当受診者については、この証明書に記載したとおりであることを証明します。

所在地

診断年月日

医療機関の

TEL.

平成 年 月 日

名 称

診断担当者氏名

印

(記名押印又は署名)